

第3次 琴浦町男女共同参画プラン

2018年度 ~ 2022年度



人と町がつながる
コトウライフ
KOTOURA LIFE

このロゴは？

琴浦町の人口減対策への取り組みを町内外に広めるためのロゴです。
琴浦町の特産である牛と、「琴浦町に来てほしい」「住んでほしい」という思いをこめて、招き猫を
合わせました。
このロゴの愛称は『コトにゃん』です。

コトウライフとは？

「コトウラ（琴浦町）」と「ライフ（暮らし）」を合わせたオリジナルの言葉です。
誰もが住みたくなる、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

はじめに

わが国では、日本全体の活力を高めることを目的とした地方創生の取り組みが行われています。その取り組みの一つとして、労働条件・政治的権利・社会的地位などにおける男女間の格差や、産業構造の変化に伴う多様な人材を活用しようとする機運の高まりなどを背景に、女性活躍推進法が制定されるなど、近年、女性の地位向上や女性による地域活力を高める活躍が注目されています。

私たちが目指す社会は、性別にかかわらず、多様な選択の機会が与えられ、男女が能力を発揮し、心豊かにいきいきと暮らすことができる、男女共同参画社会です。

この男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが固定的性別役割分担意識を解消し、新たな意識を共有することが、大変重要であると認識しています。

琴浦町ではこれまで、平成18年9月に制定した琴浦町男女共同参画推進条例に基づき、琴浦町男女共同参画プラン(第1次プラン：平成20年度～24年度、第2次プラン：平成25年度～29年度)を策定し、男女共同参画の取り組みを着実に推進してまいりました。

このたび、第2次プランの計画期間が終了するにあたり、琴浦町男女共同参画審議会の意見を踏まえ、さらなる取り組みの前進を期して、第3次琴浦町男女共同参画プラン(平成30年度から5年間)を策定いたしました。

このプランにおいては、これまでの取り組みと成果を総括する中で、より重点的に推進していくべき内容を取り上げ、実効性のある施策の推進を図ります。

今後とも、町民や事業者の皆様と協働し、また関係機関の方々と連携しながら、この計画を推進してまいります。

終わりになりますが、プランの策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

琴浦町長 小松 弘明

目次

	(ページ)
はじめに	1
1 基本的な方針	3 - 7
男女共同参画社会とは	4
この計画について	4
琴浦町の目指す「男女共同参画のまち」 ……	4
計画の位置づけ	5
計画の実施期間	5
計画の基本テーマと体系	6
プランの推進体制	7
2 施策の内容と成果目標	9 - 2 5
1) 基本テーマ1 笑顔輝くワーク・ライフ・バランスづくり	1 0 - 1 3
2) 基本テーマ2 笑顔輝く地域づくり	1 4 - 1 5
3) 基本テーマ3 笑顔輝く家庭づくり	1 6 - 1 7
4) 基本テーマ4 笑顔輝く職場づくり	1 8 - 1 9
5) 基本テーマ5 笑顔輝く心と身体づくり	2 0 - 2 2
6) 基本テーマ6 笑顔輝く男女共同参画意識づくり ……	2 3 - 2 5
3 参考資料	2 7 - 3 6
男女共同参画社会基本法	2 8 - 3 1
琴浦町男女共同参画推進条例	3 2 - 3 4
琴浦町男女共同参画審議会委員名簿	3 5
プラン策定の経緯	3 5
その他参考資料	3 6

ワーク・ライフ・バランス...「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをさす。
(辞書 コトバンクより)

1 . 基本的な方針

男女共同参画社会とは（男女共同参画社会基本法第2条より）

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

この計画について

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少に突入したわが国にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

琴浦町においても、国と同じく人口減少が見込まれ、集落での地域活動における担い手不足や、農業後継者の減少、町内企業の衰退といった状況が深刻化してきています。これに応じて、職場や地域社会の持続・活性化、社会経済の発展のため、男女共同参画と女性の活躍を推進することが重要であり、地方創生の第1歩であると町では考えています。

琴浦町では、平成18年に制定した琴浦町男女共同参画推進条例や、平成23年に策定した第2次琴浦町男女共同参画プランに基づき、男女共同社会の実現に向けて様々な取り組みを推進してきました。

第3次琴浦町男女共同参画プランは、第2次プランの理念を継承しつつ、町民意識調査の結果を踏まえて評価と検証を行い、本町における男女共同参画社会の形成がさらに進むよう、実効性のある行動計画として策定するものです。

また、プランの推進に合わせ、必要に応じてプランの見直しも行います。

琴浦町の目指す「男女共同参画のまち」

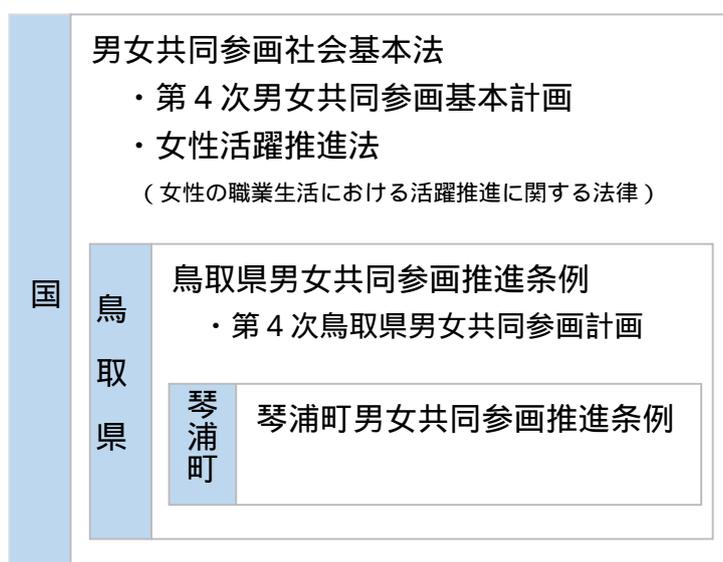
（琴浦町男女共同参画推進条例基本理念より）

性別で差別されず、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できるまち
性別や性的指向に関わらず、全ての人の人権が尊重されるまち
性別によらず、様々な分野で自由に選択でき、活動できるまち
政策、方針決定過程などに、男女が対等な構成員として参画するまち
家族がお互いの協力と社会支援の下に、家庭生活やその他の活動を両立できるまち

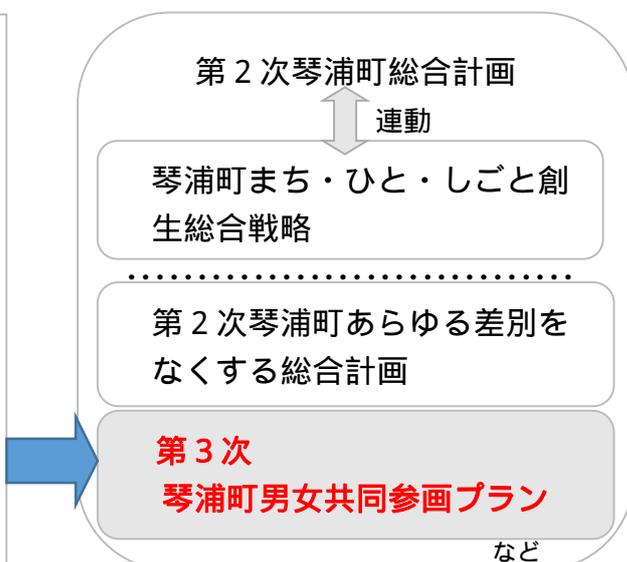
計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画基本法の理念に則り、女性活躍推進法における推進計画と合わせて（基本テーマ1、基本テーマ4が該当）琴浦町男女共同参画条例第8条第1項の規定に基づいて策定するものです。
- (2) 第2次琴浦町総合計画との整合性を図り、琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略、琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画などの個別計画を横断的に結びつけて、本町における男女共同参画社会の実現に向けた町の基本的な取り組みの方向と具体的な施策を示しています。

男女共同参画



琴浦町の計画

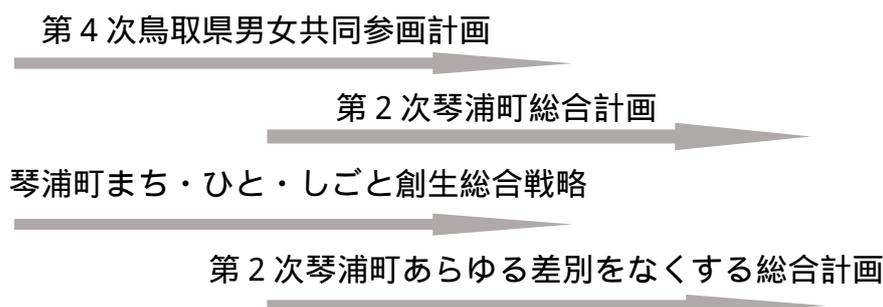


計画の実施期間

この計画の実施期間は、2018年4月から2023年3月までの5年間とします。

平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度

第2次琴浦町男女共同参画プラン 第3次琴浦町男女共同参画プラン



計画の基本テーマと体系

第2次琴浦町総合計画の将来像「みんなが輝く住みよいまち」を目指し、琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本テーマである「コトウラで輝く」を実現させるため、第3次琴浦町男女共同参画プランでは、6つの基本テーマとそれに基づく11個の重点目標に沿って取り組みを行っていきます。



プランの推進体制

この計画に基づく施策を下記の体制で総合的かつ計画的に推進していきます。

(1) 琴浦町男女共同参画審議会

琴浦町男女共同参画審議会は、琴浦町男女共同参画推進条例第19条の規定に基づき設置された付属機関です。

琴浦町男女共同参画プランの策定、男女共同参画に関する施策、施策の進捗状況、その他重要事項について意見を述べることなどを役割としています。



琴浦町男女共同参画審議会

(2) 役場内推進体制

琴浦町男女共同参画行政推進会議

男女共同参画社会の実現には、あらゆる分野における、町全体での取り組みが必要です。

このため、役場内各課の職員で構成する琴浦町男女共同参画行政推進会議において、総合的な施策の推進を図ります。



琴浦町男女共同参画行政推進会議

(3) 鳥取県、男女共同参画センター、 企業、団体などとの連携

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・地域・職場など様々な場面で取り組みを進めていくことが必要です。

そのため、鳥取県や男女共同参画センター「よりん彩」、企業、団体などとの連携を図ります。



男女共同参画センター「よりん彩」

鳥取県ホームページより転載

2 . 施策の内容と成果目標

基本テーマ 1 笑顔輝くワーク・ライフ・バランスづくり

(女性活躍推進法)

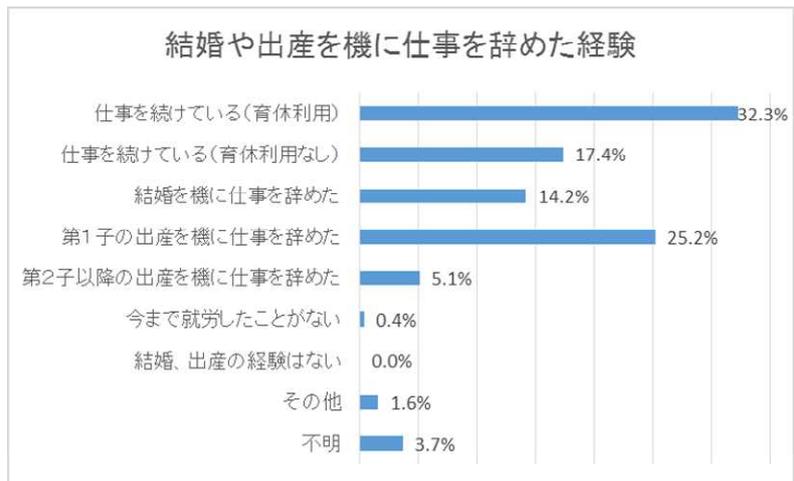
重点目標 1 ワーク・ライフ・バランスの意識づくり

男女とも、自分の生き方に合った形で、家庭も大事にしながらか実に無理なく仕事を続けられることが大切です。そのためには、職場環境の改善に加え、家庭の協力が必要不可欠です。

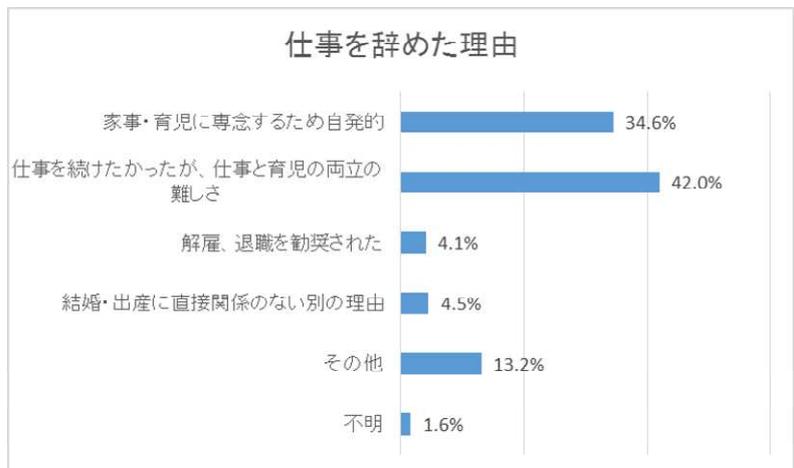
個人に対して家庭と仕事の両立ができるよう支援するとともに、企業に対しては働きやすい環境を整備するよう推進します。また、家庭においても、これまで女性に偏っていた家事や子育てなどを、夫婦が協力して行うことができるよう取り組みます。

現状

- ・鳥取県全体で、子どもの出産を機に仕事を辞めた人の割合は、30.3%となっています。
- ・結婚や出産を機に仕事を辞めた理由は、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさが原因で辞めた」という回答が42.0%を占めています。また、「家事・育児に専念するために自発的に辞めた」という回答が34.6%です。



(平成25年度 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査より)



(平成25年度 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査より)

課題

- ・ 女性、男性がともに働きやすくするための、子育てや介護などの支援の充実が必要
- ・ 子育てや介護などに対する職場の理解を深め、時間外労働の削減や休暇が取得しやすい環境へ改善すること

主な取り組み

- ・ 職場や地域に対しての、仕事と生活の調和についての意識啓発、情報提供、講演会などの開催
- ・ 多様なライフスタイルに対応した支援
- ・ イクボス、ケアボス、ファミボスの推進 など

イクボス ...部下の仕事と家庭の両立を応援する上司

ケアボス ...介護しながら働き続けられる職場環境を実践する上司

ファミボス...「ケアボス」の役割を果たし、長時間労働の削減、柔軟な働き方の推進などを通じて、部下と自らの家庭や地域を大切にする、ワーク・ライフ・バランスを実践する上司

(鳥取県より)

重点目標 2 女性のキャリアアップ支援づくり

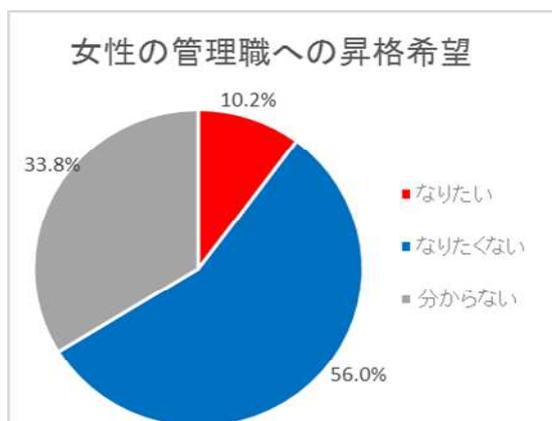
近年、女性の社会進出が進み、様々な分野において女性の活躍の場が増えてきました。女性と男性が同等の経験を積み、能力に応じた役職に就くことによって、男女問わず優秀な人材が確保できるとともに、組織的な視野も広がり、企業はより発展します。しかしながら、女性がキャリアアップするためには、育児などの家庭生活と仕事を両立することが不可欠となっています。

ワーク・ライフ・バランスを推進することで、家事・育児などをしながらキャリアアップができる体制を整えます。また、女性がより自分の能力を発揮し、社会で活躍できるよう、女性の能力開発促進と意識改革を図ります。

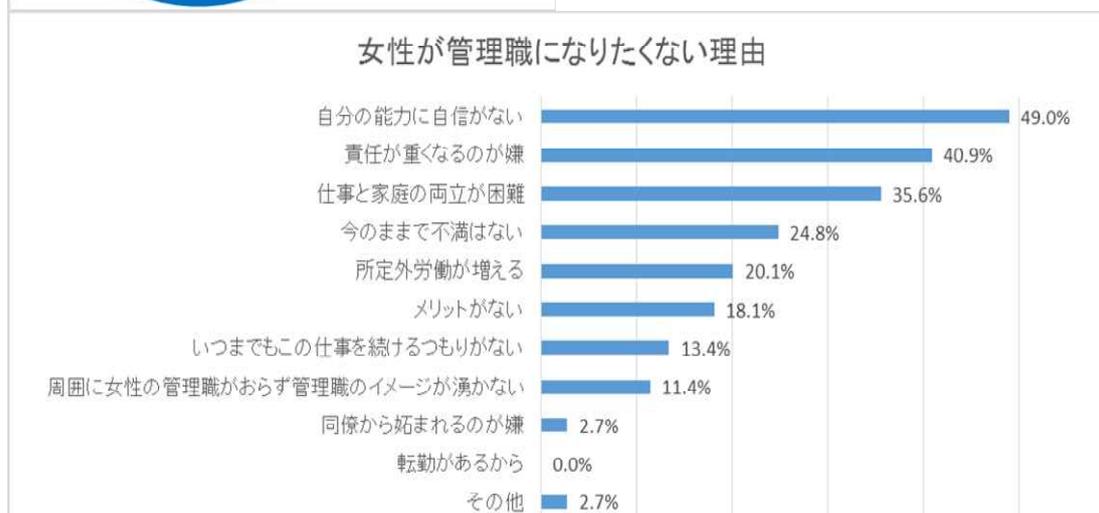
現状

- ・鳥取県内で、「管理職に昇格したくない」と考える女性は56.0%と多く、その理由として「自分の能力に自信がない」と考える人が49.0%と最も多くなっています。

また、「責任が重くなるのが嫌」が40.9%、「仕事と家庭の両立が困難」が35.6%となっています。

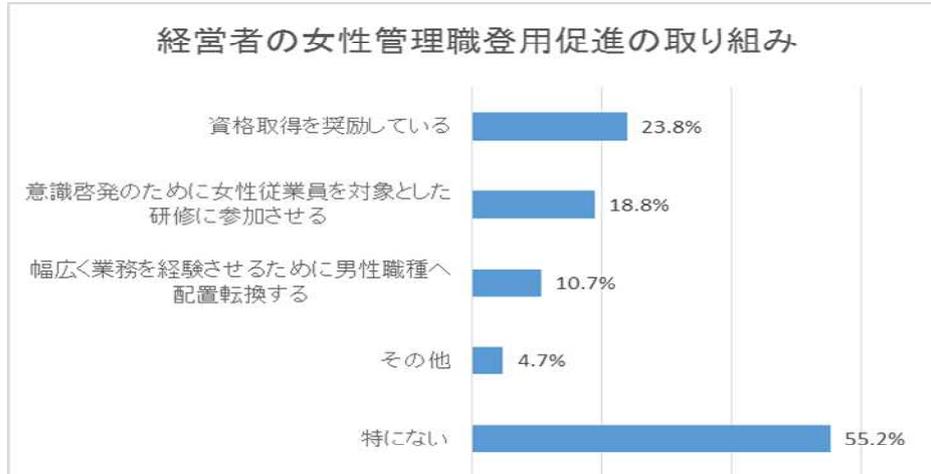


(平成26年度 鳥取県 女性活躍加速化アンケート調査より)



(平成26年度 鳥取県 女性活躍加速化アンケート調査より)

- ・鳥取県内の経営者の55.2%が、女性の管理職を登用促進する取り組みを、「特にしていない」という状況です。



(平成26年度 鳥取県 女性活躍加速化アンケート調査より)

課題

- ・仕事と家庭の両立が難しいため、キャリアアップを望まない女性が多い
- ・職場での女性の能力開発の機会が少ない
- ・経営者の女性管理職登用についての意識が低い

主な取り組み

- ・仕事を続けやすくするための職場環境の改善
- ・経営者や女性自身に対する女性のキャリアアップについての意識改革
- ・女性の能力開発促進のための支援
- ・キャリアアップのための情報提供

など

基本テーマ1 笑顔輝くワーク・ライフ・バランスづくりの成果目標

項目	現状		目標値	所管課	参考指標
	H23	H28	H34		
ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合	-	31.1%	50.0%	商工観光課	第4次鳥取県男女共同参画計画
男女共同参画推進企業のうち、イクボス宣言企業率	-	36.3%	50.0%	商工観光課	第4次鳥取県男女共同参画計画

基本テーマ 2 笑顔輝く地域づくり

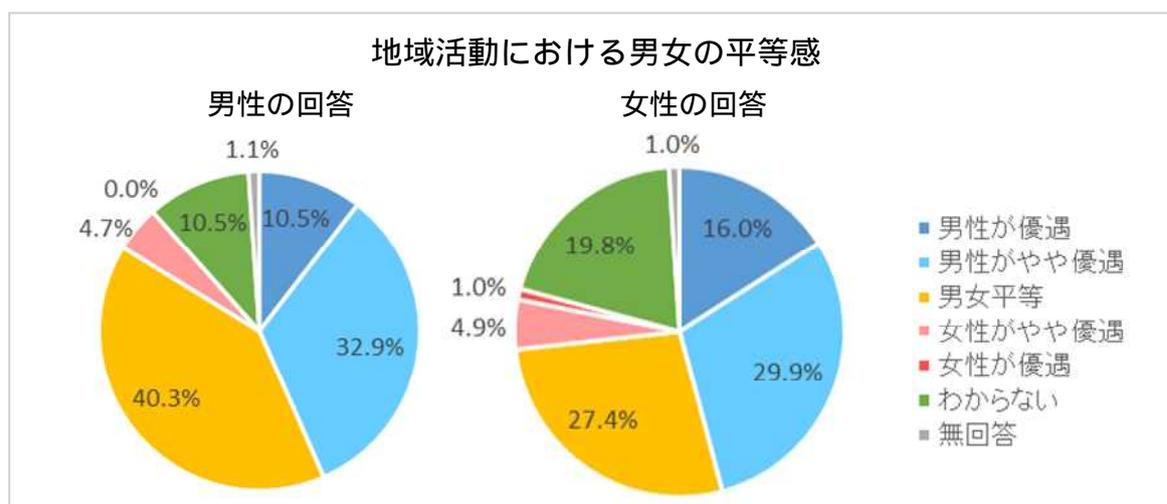
重点目標 3 参画できる地域活動づくり

誰もが暮らしやすい地域をつくるためには、男女がお互いのことを認め合う地域の環境が重要となります。男女どちらもが地域活動に関わることにより、集落の活力維持・役員確保にもつながります。また、近年の大震災において、女性や子ども、高齢者などのニーズを踏まえた被災者支援や、避難所運営も必要なことが明らかになっています。

男女が地域のあらゆる分野について決め事をする際、お互いの考え方や意見などが方針・決定過程などに反映され、片方の性に偏らないバランスのとれた施策を行うことを目標に、地域活動などにおける男女の参画について一層の推進に努めます。

現状

- ・地域活動について、男性の方が優遇されていると感じている町民の割合は、男女ともに40%以上となっています。また、男女平等であると感じている人は、男性の40.3%に対し、女性は27.4%と、12.9%も低くなっており、意識の相違が見られます。



(平成28年度琴浦町男女共同参画意識調査より)

課題

- ・性別にとらわれず、能力や実績に基づいて適任者を登用するなど、社会や地域の制度や慣行を男女共同参画という視点から見直すこと。
- ・誰もが住みやすいまちづくりを行うため、女性自身も地域活動などの方針決定過程に積極的に参画し、役割を担うこと。

主な取り組み

- ・地域活動などにおける女性役員の登用啓発
- ・男女共同参画リーダーの養成促進
- ・男女共同参画の視点を取り入れた地域防災の推進

など

基本テーマ2 笑顔輝く地域づくりの成果目標

項目	現 状		目標値	所管課	参考指標
	H23	H28	H34		
町の審議会などにおける女性委員の割合	29.3%	36.0%	50.0%	企画情報課	第1次琴浦町男女共同参画プラン実施計画
「地域活動」において男女の地位が平等であると考え る割合	-	33.2%	50.0%	社会教育課 総務課	第4次鳥取県男女共同参画計画

基本テーマ3 笑顔輝く家庭づくり

重点目標4 協力しあえる家庭づくり

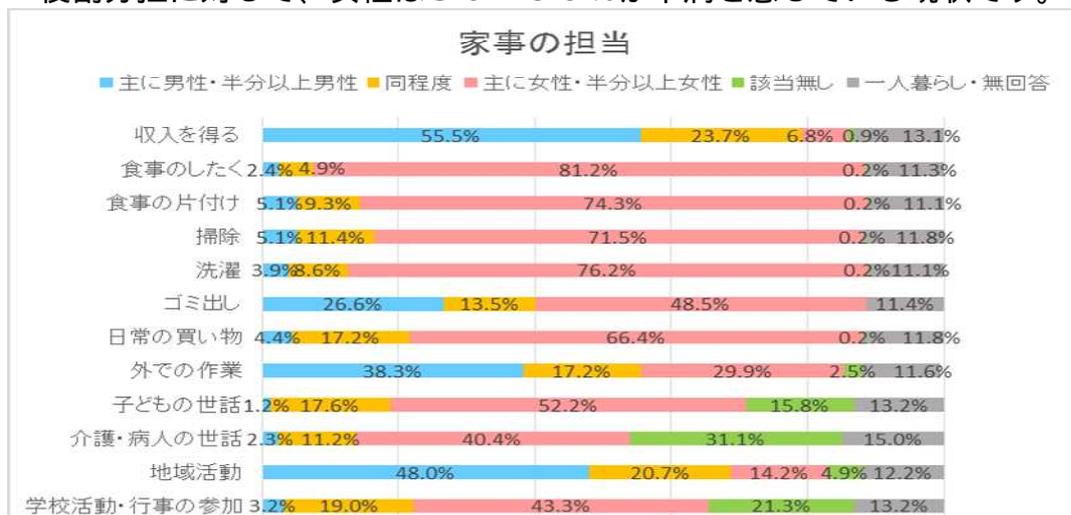
男女共同参画の推進には、一番身近な家族間での協力が重要です。

女性だけでなく男性も家事に参画することで、家庭の円満はもちろん、緊急時にもどちらかが対応できる体制をつくることができます。

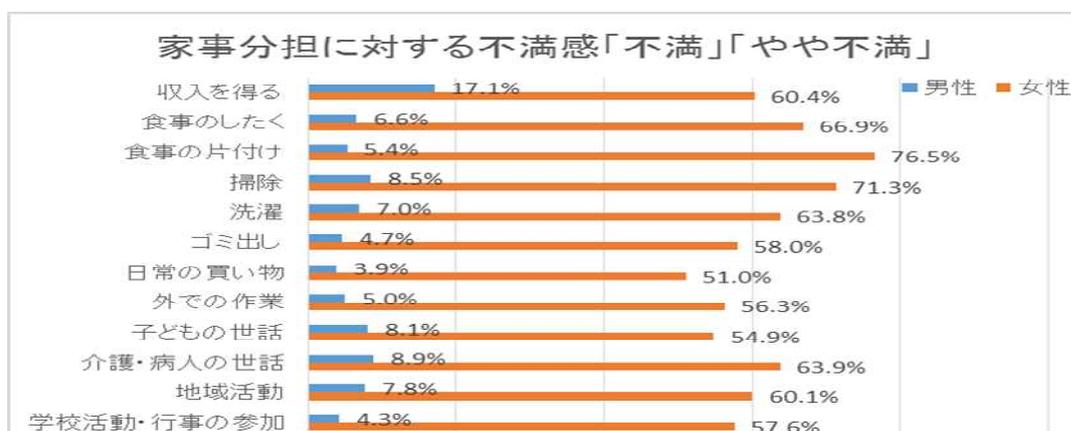
家族全員がお互いの人権を尊重し、性別による固定的な役割分担を解消する施策を行い、家事や育児などの家庭の仕事をより協力しあう家庭づくりを目指します。

現状

- ・「家庭の仕事を誰が行っているか」という質問に対して、「収入を得ること」「地域活動」については男性が約50%、「食事のしたく・片付け」「掃除」「洗濯」「日常の買い物」「子どもの世話」は、女性が50%以上を占めています。この役割分担に対して、女性は50～80%が不満を感じている現状です。

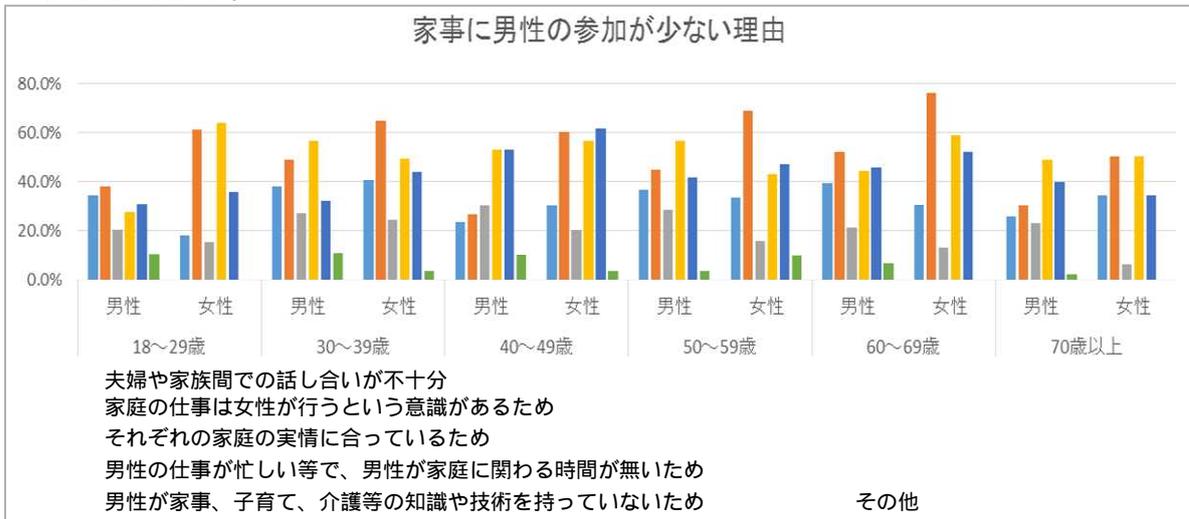


(平成28年度琴浦町男女共同参画意識調査より)



(平成28年度琴浦町男女共同参画意識調査より)

- ・家庭の仕事で男性の参加が少ない理由について、「実情にあっているから」と答えた割合は男女ともに少なく、男女ともに「家庭の仕事は女性が行うという意識があるから」「男性が知識や技術を持たないから」「仕事等で男性が家庭に関わるための時間がない」などの理由が多く答えられていました。
- また、女性については、特に「家庭の仕事は女性が行うという意識があるから」と感じる人が多くなっており、性別による固定的な役割が強く残っていることがうかがえます。



課題

- ・家事に対する性別による役割分担の意識改革
- ・男性に対する家事の技術習得についての啓発

主な取り組み

- ・家庭生活における男女共同参画意識の啓発
- ・家事、育児、介護等の男性の技術習得における支援
- ・生活上の困難を有する町民への支援

など

基本テーマ3 笑顔輝く家庭づくりの成果目標

項目	現 状		目標値	所管課	参考指標
	H23	H28	H34		
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	50.8%	53.9%	60.0%	社会教育課	第1次琴浦町男女共同参画プラン実施計画
家庭生活上で男女が平等であると考える割合	39.6%	16.2%	40.0%	社会教育課	

基本テーマ4 笑顔輝く職場づくり

(女性活躍推進法)

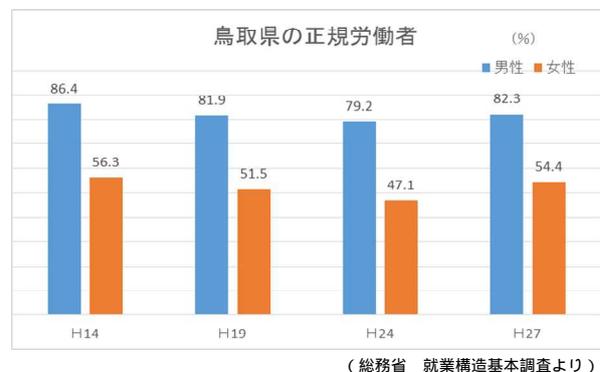
重点目標5 平等に働ける職場づくり

誰もが働きやすい環境を整備するためには、企業において男女が平等に働くことが重要です。企業にとっても、職場環境が改善されることによって、雇用の促進や経営維持につながっていきます。

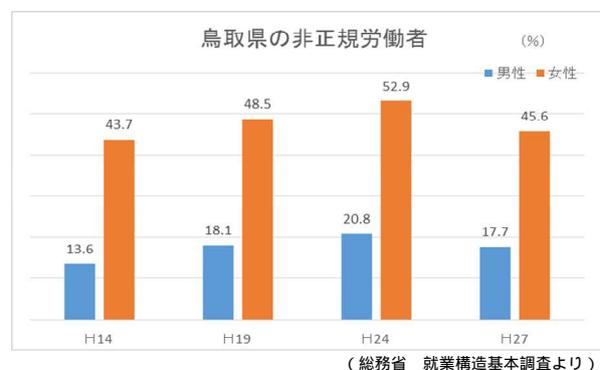
同じ仕事内容で雇用形態の違いによる賃金の差はもとより、職場での雇用・労働条件全般においても、男女の区別なく同じ条件下で働ける職場環境の確立を目指します。

現状

- 鳥取県の雇用形態について、女性の正規労働者の割合は54.4%、男性の正規労働者の割合は82.3%と、正規職員の割合は男性に比べると低く、非正規労働者の割合が高くなっています。(平成27年時点)



- 鳥取県の男女の平均年収は、女性は約300万円に対し、男性は約100万円高い400万円以上となっています。男性と比べて、女性の給料が低いことが分かります。(平成28年時点)

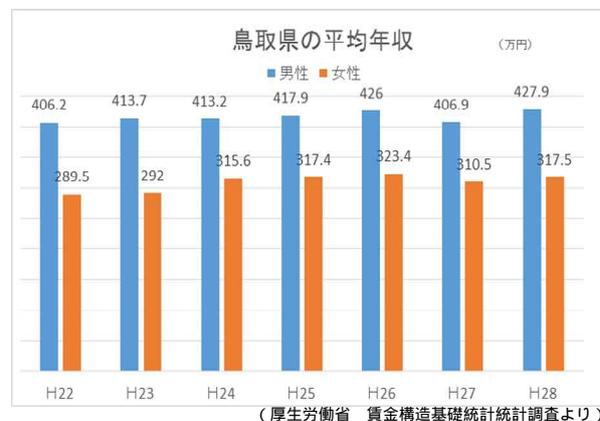


課題

- 働く上での男女の不平等感

主な取り組み

- 男女間にある格差をなくすための啓発
- 企業に対する男女共同参画の啓発など



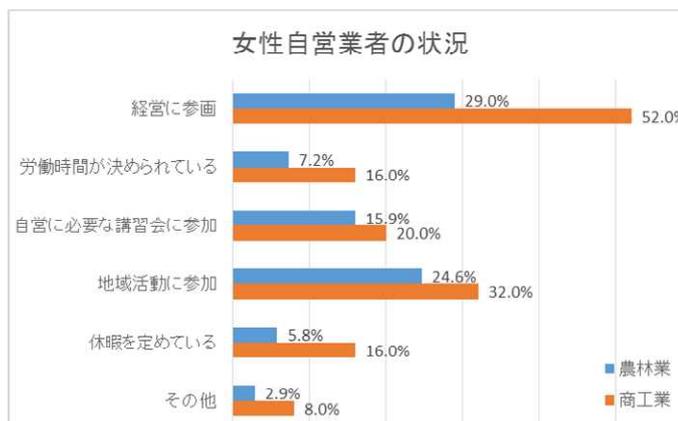
重点目標 6 参画できる自営業の体制づくり

一家で仕事をし、収入を得るためには、一緒に働く家族が対等な立場にあることが大切です。みんなが協力して自営業を行うことにより、担い手の確保や、より視野の広がった経営を行うことによる事業の発展などが期待されます。

お互いが、仕事を担う大切な構成員であることを認識し、協力しあえる施策を行い、自営業者における男女共同参画を推進していきます。

現状

- ・ 商工業の自営業者の女性は 52.0% が「経営に参画」、32.0% が「地域活動に参加」できています。しかし、農林業の自営業者の女性は、「経営に参画」している女性は 30% 以下で、全体的に商工業よりも女性の参画率が低い現状です。また、労働時間や休暇はどちらも定められている割合が低くなっています。



(平成28年度琴浦町男女共同参画意識調査より)

課題

- ・ 自営業者に対しての男女共同参画の推進
- ・ 自営業を営む際、物事を決定する過程に女性の意見が反映される機会が少ない

主な取り組み

- ・ 自営業者に向けた男女共同参画意識の啓発
- ・ 経営参画の促進と働きやすい環境の整備 など

基本テーマ 4 笑顔輝く職場づくりの成果目標

項目	現状		目標値	所管課	参考指標
	H23	H28	H34		
職場において男女の地位が平等であると考えられる割合	29.5%	22.7%	30.0%	企画情報課 商工観光課	第1次琴浦町男女共同参画プラン実施計画
男女共同参画推進認定企業数	14 企業	22 企業	30 企業	企画情報課 商工観光課	第1次琴浦町男女共同参画プラン実施計画

基本テーマ5 笑顔輝く心と身体づくり

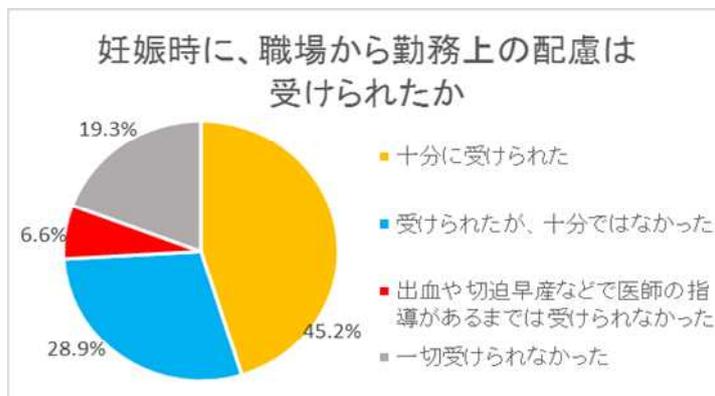
重点目標7 身体的性差に応じた理解と健康づくり

仕事を継続しやすい環境や、暮らしやすい生活環境を確立するためには、男女の身体的な違い（女性は妊娠や出産、男女ともに特有の病気があることなど）についての理解も必要です。

身体的違いについて理解を深め、配慮をすることにより、より働きやすい職場づくりや、家庭内での助け合いが可能となります。

現状

- 働く女性が、「妊娠中に、職場から勤務上の配慮を受けられたか」について、「十分に受けられた」と回答した人は45.2%で、半分以上となっています。



（日本労働組合総連合会 平成27年働く女性の妊娠に関する調査より）

課題

- 性差による身体的違いについての理解を深める啓発
- 性差に応じた健康面での支援

主な取り組み

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の意識啓発
- 性差に関する理解を深めるための啓発

など

重点目標 8 一人ひとりを認める理解づくり

誰もが生き生きと生活するためには、性別に関わらず、その人らしく生きることができるよう、周囲の理解が大切です。

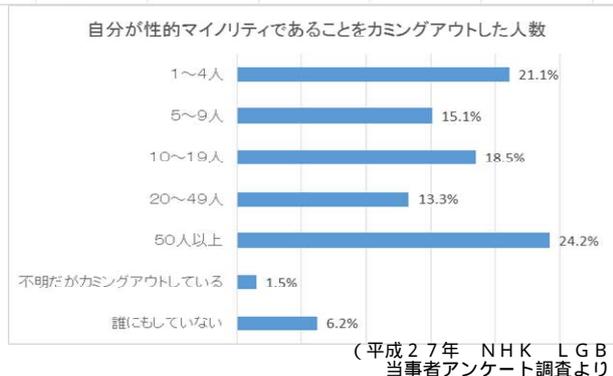
一人ひとりが個性や能力を発揮することにより、視野が広がり、社会的に活躍できる場が増え、社会全体に活力を与えます。また、男性・女性という枠にとらわれず、多様な性のあり方を認めることで、誰もが自分らしく生きられる社会を目指します。

現状

- ・全国的な調査によると、LGBTに対してのイメージは、「他の人と変わらない」というイメージが最も多いものの、「差別や偏見を受ける状況に置かれている」というイメージもあるようです。



- ・また、全国的に、LGBT当事者が「性的マイノリティであること」をカミングアウトできている人数は、10人未満が36.2%、誰にも話せていない人は6.2%となっています。



課題

- ・性的マイノリティに対する町全体の理解を深めること
- ・性的マイノリティの人が相談できる体制が不十分

主な取り組み

- ・性的マイノリティに関する理解を深める学習の機会の設置
- ・相談体制の充実

など

性的マイノリティ...性的少数者を総称することば。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一障がい者などが含まれる。

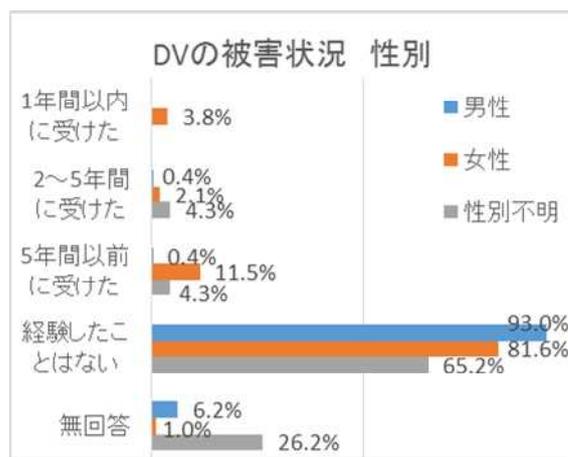
LGBT ...性的マイノリティであるレズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの総称。
(辞書 コトバンクより)

重点目標 9 性別による差別・暴力を許さない社会づくり

差別や暴力行為は、個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて、大きな課題となっています。このような現状を改善するため、性別による差別・暴力行為を許さないという意識を社会全体でつくっていくことが求められています。また、被害者や加害者を支える体制の整備も必要です。

現状

- ・男性は129人に1人、女性は約6人に1人が、過去にDV被害を経験しており、1年以内では男性0人に対し、女性は約26人に1人が被害にあっています。しかしながら、過去に被害にあったことのある人のうち、誰にも相談していない人は、男性100%、女性52.0%と、DV被害者の多くが誰にも相談できていない現状があります。



(平成28年度琴浦町男女共同参画意識調査より)

課題

- ・男性は約1%、女性は約17%が、過去に被害を受けている
- ・差別や暴力を受けた人の多くが、誰にも相談できていない
- ・被害者の相談体制が不十分

主な取り組み

- ・DVに関する認識を深める啓発活動
- ・性別による差別や暴力を許さない啓発活動
- ・被害者や加害者に対する相談・支援体制の充実 など

基本テーマ5 笑顔輝く心と身体づくりの成果目標

項目	現状		目標値	所管課	参考指標
	H23	H28	H34		
過去1年間にドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあると答えた人の割合	1.4%	1.9%	5年間で0.5%減	子育て健康課	第1次琴浦町男女共同参画プラン実施計画

基本テーマ6 笑顔輝く男女共同参画意識づくり

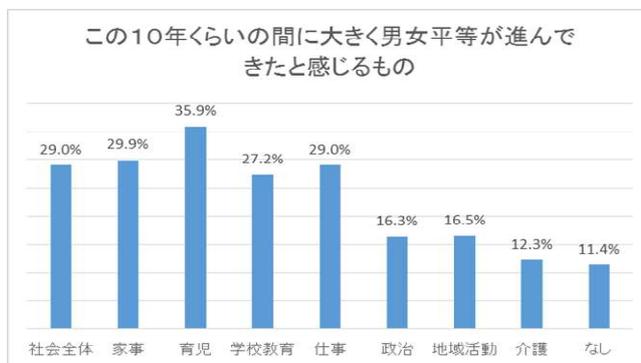
重点目標 10 全町的な広がりを持った、男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成を図るためには、一人ひとりの意識改革に加え、地域全体での男女共同参画意識の向上が必要です。地域全体で意識が高まると、職場、地域活動、家庭など、様々な分野で男女が参画し、全ての人が住みやすいまちづくりの実現につながります。

社会全体や、生活主体となる地域内で、男女共同参画に関する学習の機会を設けるなどの啓発活動を行っていき、男女共同参画に関する意識づくりに努めます。

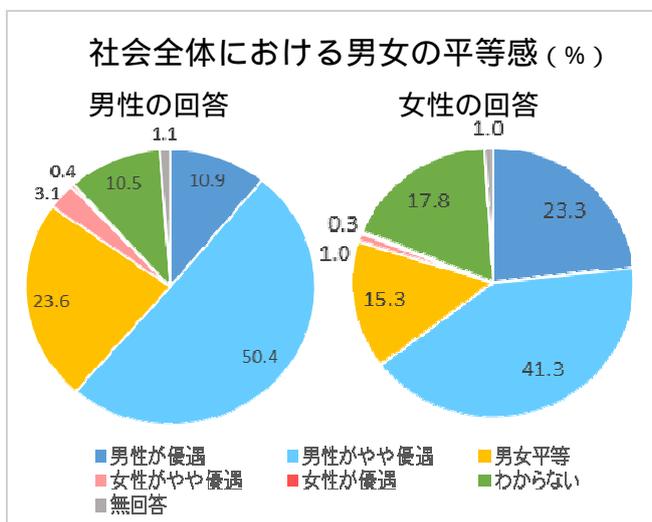
現状

- 直近10年間に大きく男女共同参画が進んできたと感じる分野は、家事29.9%、育児35.9%、学校教育27.2%、仕事29.0%と、社会全体で男女共同参画が進んでいる傾向にあります。



(平成28年度琴浦町男女共同参画意識調査より)

- 社会全体について、男女ともに60%以上が「男性が優遇されている」「男性がやや優遇されている」と感じており、「女性が優遇されている」「女性がやや優遇されている」と感じている人は5%以下となっています。



(平成28年度琴浦町男女共同参画意識調査より)

課題

- 全町的な広がりをもった男女共同参画に関する広報・啓発

主な取り組み

- 男女共同参画に関するフォーラム・講演会などの開催
- 男女共同参画に関する情報提供

など

重点目標 1 1 小さな頃からの男女共同参画意識づくり

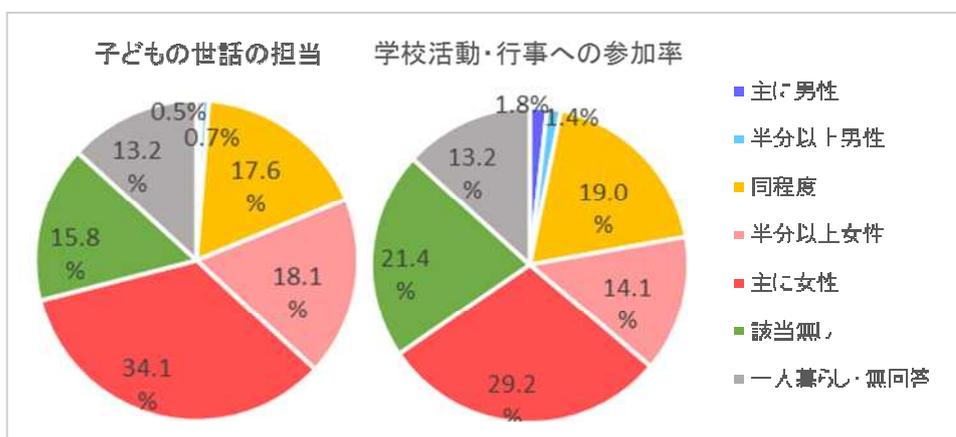
次の時代を担う子どもたちが男女共同参画の理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながります。

性別に関係なく、お互いを思いやり、支えあう関係をつくることを目標に、小さな頃からの人権尊重の意識づくりを目指します。

現状

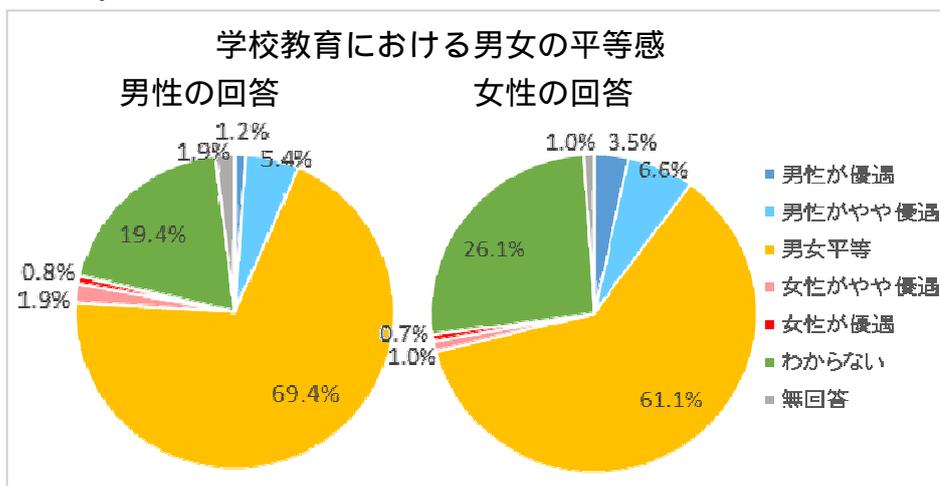
- 子どもが男女共同参画についての理解を深めるためには、学校教育はもちろんのこと、家庭内での意識づくりが重要となります。

しかし、家庭の中で「子どもの世話」を担当している男性は0.7%、「学校生活や行事」へ主として参加している男性は3.2%と、男性の参加率がとても低い状況です。



(平成28年度琴浦町男女共同参画意識調査より)

- 男女ともに60%以上が、学校教育が「平等」であると感じています。しかし、成長段階にある子どもの教育は重要となるため、100%に近づける必要があります。



(平成28年度琴浦町男女共同参画意識調査より)

課題

- ・ 小さな頃から、学校教育等により男女共同参画の視点を取り入れた学習や体験の実施
- ・ 家庭や社会全体で男女共同参画の視点に立った教育の推進
- ・ 教育者の男女共同参画意識の熟成

主な取り組み

- ・ 男女共同参画の視点を持った指導
- ・ 男女共同参画に関する家庭教育の推進
- ・ 教育者に対しての男女共同参画の推進 など

基本テーマ6 笑顔輝く男女共同参画意識づくりの成果目標

項目	現状		目標値	所管課	参考指標
	H23	H28	H34		
社会全体で男女の地位が平等であると考える割合	12.9%	19.0%	25.0%	社会教育課 企画情報課	第1次琴浦町男女共同参画プラン 実施計画
「男女共同参画社会」を知っている町民の割合	48.9%	50.4%	60.0%	社会教育課 企画情報課	第1次琴浦町男女共同参画プラン 実施計画
学校教育が男女平等だと考える人の割合	41.7%	63.6%	75.0%	教育総務課	第4次鳥取県男女共同参画計画

3 . 參考資料

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

琴浦町男女共同参画推進条例

平成 18 年 9 月 22 日 条例第 59 号

急激な少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、これからも豊かで活力のある社会を築いていくためには、男女それぞれが、互いの違いを認め合い、人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において参画し、ともに責任を分かち合うことのできる、魅力あふれた社会の実現が不可避である。

このためには、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正し、一切の暴力を許さないなどの男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取り組みが求められている。こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が琴浦町として求められている。

このような認識のもと、男女の共同による、心豊かで魅力ある琴浦町のまちづくりのために、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者等 町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりが社会のあらゆる分野においてその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が互いに尊重されること。

(2) 男女の性別又は性的指向にかかわらず、すべての人の、人権が尊重されること。

(3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないように配慮されること。

(4) 町における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進にあたっては町民及び事業者等と協力するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取り扱い
- (2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為
- (3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 町長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、琴浦町男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 町長は、基本計画の策定に当たっては、町民及び事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(理解を深めるための措置)

第10条 町は、町民及び事業者等が男女共同参画に関する理解を深めるため、広報活動に努めるとともに、男女共同参画に関する教育が促進されるために、必要な情報収集及び調査研究を行い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(積極的改善措置)

第11条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第12条 町は、事業者等に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができる。
- 3 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(町民及び事業者の活動に対する支援)

第13条 町は、町民及び事業者等が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、当該活動を支援するための拠点の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第14条 町は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、情報の提供、相談その他の必要な支援の実施に努めなければならない。

(附属機関の委員の構成)

第15条 町の附属機関の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(実施状況の公表)

第16条 町長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

規定による申出があったときは、琴浦町男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(施策に対する意見及び性別による権利侵害の申出)

第17条 町民及び事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を町長に申し出ることができる。

2 町民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、町長にその旨を申し出ることができる。

3 町長は、第1項及び第2項の規定による申出があったときは、琴浦町男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(推進体制の整備)

第18条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 町は、町民及び事業者等の男女共同参画社会の形成の推進に関する取組みを支援する活動拠点の整備に努めるものとする。

第3章 琴浦町男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第19条 琴浦町男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、琴浦町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 男女共同参画の推進に関し知識及び理解のある者
- (3) 町内に住所を有する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

男女共同参画審議会委員名簿

プラン策定の経緯

任期：平成 29 年～平成 30 年（2 カ年）

（順不同・敬称略）

	名 前	略 歴 等	年月日	会議名等	主な内容
会長	永代 研一	琴浦町青年団	平成 28 年度	9月15日	第2回行政 推進会議 アンケート 内容案作成
副会長	涌嶋 千絵里	鳥取県男女共同 参画センタ-		10月4日	第1回 審議会 アンケート 内容決定
委員	豊嶋 順子	琴浦町民生児童 委員協議会		11月1日 12月13日	アンケート実施
委員	安谷 潔美	琴浦町人権・同 和教育推進協議 会		2月27日	第3回行政 推進会議 アンケート 集計・報告
委員	玉木 輯	琴浦町区長会		3月13日	第2回 審議会 アンケート 結果報告
委員	村本 香住	琴浦町商工会		4月1日	審議会委員改選
委員	福本 まり子	琴浦町男女共同 参画推進会議	4月	第3次プラン案作成	
委員	川本 正一郎	琴浦町家族経営 協定連絡会	4月26日	第1回行政 推進会議 プラン案報 告・意見集 約	
委員	相楽 薫	鳥取県男女共同 参画推進認定企 業	5月	プラン案について役場各 課より意見のとりまとめ	
委員	伊山 俊彦	琴浦町保育園保 護者会連合会	平成 29 年度	5月18日	第1回 審議会 プラン案報 告・意見集 約
委員	上田 啓悟	琴浦町PTA連 合会	9月22日	第2回 審議会 プラン案 修正	
委員	安岡 富貴子	一般公募	10月5日	第2回行政 推進会議 プラン案 修正	
委員	小谷 悠一郎	一般公募	11月15日	第3回 審議会 プラン案 修正	
合計13名			12月1日～ 1月9日	プラン案に対する意見募 集（パブリックコメント）	
			1月18日	パブリックコメントにつ いての意見公表・返答	
			3月	プラン策定	

その他参考資料

- ・平成25年度 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査
- ・平成26年度 鳥取県 女性活躍加速化アンケート調査
- ・平成28年度琴浦町男女共同参画町民意識調査
- ・総務省 就業構造基本調査
- ・厚生労働省 賃金構造基礎統計調査
- ・平成27年 日本労働組合総連合会 働く女性の妊娠に関する調査
- ・平成28年 日本労働組合総連合会 L G B Tに関する職場の意識調査 ~日本初となる非当事者を中心に実施したL G B T関連の職場意識調査~
- ・平成27年 NHK L G B T当事者アンケート調査



人と町がつながる

コトウライフ

KOTOURA LIFE